

知って得する!「国民年金」制度

国民年金のうれしいポイント

- **老後を支える一生の保障!**…生きている限り、年金を受け取れる「一生の安心」です。
- **万が一の時も安心!**…老後だけでなく、現役世代への保障もあります。
病气やけなどが原因で一定の障害が残ったときは「障害基礎年金」、大切な方が亡くなったときにはその人に生計を維持されていたご家族(子のある配偶者または子)に「遺族基礎年金」が支給されます。
※障害・遺族基礎年金を受け取るには、一定の納付要件が必要です。
- **社会保険料控除が受けられます!**…納めた保険料の全額が、所得から控除されます。

ちよっぴりお得な「前納制度」

国民年金には、保険料をまとめて前払いできる「前納制度」があります。当月(早割)・6か月・1年・2年ごとの納付ができて、納める期間が長いほど割引額も大きくなります。口座振替やクレジットカードでも利用できて便利です。(令和7年度の保険料は月額17,510円、令和8年度は月額17,920円です。)

【口座振替の場合】

- ・2年前納 保険料：408,150円 → 17,010円割引
- ・1年前納 保険料：205,720円 → 4,400円割引

【クレジットカードの場合】

- ・割引額は、口座振替より少なめです。
- ・当月(早割)はクレジットカードでは利用できません。

将来の年金額が増える「付加保険料」もおすすめ!

定額の保険料に**月額400円**をプラスして納めると、将来の老齢基礎年金に上乗せされます。付加年金額(年額)は「200円×納付月数」で計算され、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。
※第1号被保険者(自営業やフリーランス、学生、無職等)、65歳未満の任意加入被保険者の方が対象です。

保険料の後払い(追納)をおすすめします。

免除・猶予(学生納付特例含む)を受けた期間の保険料は**10年以内**であれば、後から納めることができます。追納することで将来の年金額に反映されます。

出産予定の方へ(届出しないと免除になりませんのでご注意ください!)

出産予定日(または出産日)に属する月の前月から**4か月間は保険料が免除**になります。免除された期間も将来の年金額には全額反映されます。すでに免除手続や納付をしても届出ができますので、町役場国民年金窓口へ届出してください。(保険料を納付されている場合は後日還付されます。)

《 お問い合わせ | 住民環境課 (年金担当) | ☎098-998-2443 》

広告欄

毎日のお食事でお困りありませんか?

「お元気ですか?」の一言と「5つの安心」をお届けします

おかげ・キザミ 無料対応♪

- ① 365日・1食から、昼・夕配達可能
- ② 栄養バランスと食べやすさに特化
- ③ やわらか食・透析食など豊富な種類
- ④ 安否確認実施
- ⑤ 初回は無料でお試しOK

宅配クック123 沖縄南部店

受付時間：9時～18時 ☎098-852-4810

2 つなぐ! つなぐ!

OXE DAY マーケット

TUNAGU YAESE

※2日間開催!

八重瀬町役場 11.1 Sat . 11.2 Sun

10:00-16:00 10:00-15:00

臨時、イベントの情報を更新の Instagramより情報をチェック!

申請期限は令和7年10月31日(金)まで!!

令和7年八重瀬町不足額給付金について

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高騰対策として、令和6年に実施した定額減税の際に「定額減税しきれなかった方」等への不足額給付金を支給しています。対象条件などご確認のうえ、お手続きをお願いします。

支給対象者

不足額給付金の対象は、令和7年1月1日時点で八重瀬町に住民登録がある方で、IまたはIIのどちらかに該当する方になります。

I.定額減税しきれず不足額が生じた方

II.定額減税や低所得世帯向け給付金等のいずれも対象とならなかった方 (その他条件あり)

※対象条件など、詳しくは町ホームページをご確認のうえ、期限内に申請をお願いします。

④本給付金は法令により非課税及び差押禁止の取り扱いとなります。

申請期限:
10月31日(金)
郵送当日消印有効

窓口時間:
午前9時～午後5時まで
(お昼12時～午後1時
及び土日祝日を除く)

八重瀬町
ホームページ



【振り込め詐欺】や「個人情報の搾取」にご注意ください!!
自宅や職場などに八重瀬町や国の職員をかたる不審な電話や郵便またはメールがあった場合はお住いの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

《 お問い合わせ 》

八重瀬町給付金コールセンター(申請書等の記入の仕方・必要書類について)
☎050-3529-1262

八重瀬町役場 税務課(不足額給付金の算定について)
☎098-998-9593

④支給対象者に該当するか否か等については、個人情報保護の観点からお電話ではお答えできかねますので、ご了承ください。

相続登記の申請義務化のお知らせ

令和6年4月1日から相続登記の申請義務化がスタートしました。相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処される可能性もあります。詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

※注意点

法務局では、相続の内容についての相談はお受けできません。相続登記の申請方法についてご不明な点がある場合や、具体的な相続に関する内容については、相続・登記の専門家である司法書士に相談することをお勧めします。



法務省
ホームページ



広告欄

お持ちの不動産を弊社が直接買取致します!!

直接買取だから安心!

- ✔ 早めに売却したい
- ✔ 調査から売却まですべてお任せしたい
- ✔ 周りに知られたくない

お支払い最短 **5日** 仲介手数料 **不要** 訳あり物件相談可 軍用地も対応

査定無料! お問い合わせはこちら

てるまさリース TEL.098-943-4355
那覇市泉崎1丁目12番15号 平日9:00~17:00(土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み)